

未成年者(20歳未満)の方の外来受診について

当院では未成年者(20歳未満)の方が外来受診される際には、保護者・法律上の代理人 及び同行者として当院が認めた方の付添いをお願いしています。

〈付添いが必要な理由〉

1. 病状や既往歴・治療中の病気や服用している薬、各種アレルギー等の必要な医療情報を的確に確認するため
2. 避けられないリスクを伴う処置や処方副作用等への理解と適切な判断を仰ぐため
3. 診療の方針を決定する際、保護者の方の判断や同意が必要なため

〈当院の方針〉

■中学生以下の患者さま

必ず保護者の付添いと診療同席をお願いしております。

やむを得ず保護者の付添いが出来ない場合には、保護者の委任を受けた代理人(20歳以上)の方がお付添いください。

■15歳以上の高校生から20歳未満の患者さま

原則、保護者・法律上の代理人 及び 同行者として当院が認めた方の付添いをお願いしております。ただし、中学卒業後の15歳以上で、すでに就労しておりご自身の保険証をお持ちの方は除きます。

〈注意事項〉

- ・緊急時（その場で適切な処置を行わなければ、重大な後遺症や生命の危機があると担当医が判断した場合）は保護者の承諾なしに診断・治療を開始いたします。
- ・保護者の付添いがない場合、電話で診療の確認や説明、同意をお願いすることがございますので、必ず連絡が取れるようご配慮ください。
必要な連絡が取れない場合や診療内容によっては、担当医の判断により後日改めて保護者お付添いの上、ご来院をお願いする場合がございます。
- ・再診時はお付添いいただく必要がないこともございますので、担当医にご相談ください。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、安心・安全な医療提供の取り組みのため、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。